

前 子 施

令和4年3月18日

保 護 者 各 位

前橋市長 山 本 龍

(公 印 省 略)

まん延防止等重点措置の終了に伴う幼児教育・保育の対応について（通知）

平素から本市の児童福祉行政にご理解・ご協力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の群馬県への適用が令和4年3月21日（月）までで終了となります。

同措置終了後の本市の保育関係施設の利用に関しては、引き続き施設において感染防止対策を徹底しながら、通常保育を行います。

一方、まん延防止等重点措置終了後も、感染者数が比較的高い水準で推移する可能性もあります。

保護者の皆様におかれましては、下記の内容についてご留意いただき、引き続き新型コロナウイルス感染症対策についてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(子育て施設課施設管理係・施設指導係)

記

1 児童の登園を控えていただく場合

- (1) 児童本人に発熱や咳・鼻水などの呼吸器症状がある場合
- (2) 児童本人が感染の疑い等によりPCR検査等を受検した場合
- (3) 児童本人が濃厚接触者（候補者）となった場合

2 児童の登園を控えることを検討していただく場合

- (1) 保護者または同居家族等に風邪様症状がある場合
- (2) 保護者または同居家族等が感染の疑いによりPCR検査等を受検した場合
- (3) 児童本人が濃厚接触者（候補者）の濃厚接触者（候補者）となる場合

同一世帯内は感染リスクの高い場所のひとつです。2(1)(2)(3)については、状況に応じて家庭保育にご協力をお願いします。なお、施設へは別途、必要なご家庭に適切に保育が提供されるように配慮することをお願いしています。

3 新型コロナウイルス感染症発生時における休園等の対応等について

施設の関係者に新型コロナウイルス感染症の発生があった場合は、感染の発生状況に応じて施設全体や一部クラスの休園要請を行います。

なお、一部クラスの休園要請を行う場合に、まん延防止等重点措置の適用期間において3号認定子どもを対象に実施してきた、休園対象クラスでない児童が登園の自粛をした場合に保育料を日割り計算とする対応は3月21日(月)をもって終了とします(3月22日(火)以降に開始する一部クラスの休園要請からは対応しません。)

※休園要請対象クラスの児童や濃厚接触者(候補者)が登園しなかった日の保育料の日割り計算は引き続き実施いたします。

<問い合わせ先>

前橋市 子育て施設課 施設管理係・施設指導係

TEL 027-220-5705・027-220-5706